

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 疋田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 松谷 正俊



3月の税務・労務

1月決算法人の確定申告	
7月決算法人の中間申告	3月中の
4,7,10月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税2月分納期限	3月10日(金)
社会保険料・子ども子育て拠	3月31日(金)
出金(2月分)納付期限	
贈与税・所得税の申告期限	3月15日(水)
個人消費税の申告期限	3月31日(金)

3月の行事・業務案内

- 3(金) ひなまつり 耳の日
- 5(日) 啓蟄
- 7(火) 消防記念日
- 8(水) 国際女性デー
- 14(火) ホワイトデー
- 17(金) 彼岸入り
- 20(月) 春分の日
- 23(木) 彼岸明け 世界気象デー
- 24(金) 事務所研修のため臨時休業



○3月1日～7日 春季全国火災予防運動

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5
 松葉ビル3階

Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253

Eメール:info@kskj.jp

税理士法人・株式会社 京阪総合会計事務所

【株式会社京阪総合会計事務所】

記帳代行・給与事務・経営コンサルタント 他

(提携・取次先)

(生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他

(損保)ユニテッド・インシュアランス(株) 他

(ビジネスソフト)弥生会計、ミロク情報サービス

(飲食コンサル)日本フードアカウンティング協会

(不動産)福屋不動産販売 他

確定申告、お忘れなく

3月15日まで！期限内手続きや連続手続きが必要な申告もあります。

期限内手続きを要件とする規定は意外に多く、失念すると遡って適用することができません。特に租税特別措置法で定められている特例は期限内申告が絶対要件と考えてください。一部にはやむをえない事情がある場合には期限後でも特例を認める制度(宥恕規定・ゆうじよきてい)がありますが、やむをえない事情の証明など適用要件は限られていると考えてください。

所得税では青色申告の65万円控除。がんばって記帳したのに期限を過ぎてしまうと適用できません。今年から青色申告をはじめようと思っても開始届けは期限内提出が原則です。

忘れがちなのが上場株式の譲渡損の繰越控除の連続申告です。損失を出した翌年などに株の売買がないから申告しなかった・・・では、損失の繰越控除ができません。連続申告が要件となりますので注意してください。

贈与税の特例は原則として居住用財産を贈与した場合の配偶者控除制度以外に宥恕規定がありません。相続時精算課税制度、直系尊属からの住宅取得資金贈与特例など期限後申告を一切認めていません。

いずれにしましても期限内手続きをお忘れのないようにご注意ください。不明な点は担当者まで。

お 知 ら せ

3月24日(金)は

事務所研修のため臨時休業いたします。
 ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

今号の紙面

- 確定申告期限内手続き、連続申告をお忘れなく
- 社会保険未加入対策強化
- 協会けんぽ料率改定
- 食事提供したら社会保険、税金が増える？ 条件を知れば大丈夫。社内規定を整備しましょう
- Q&A 死亡による弔慰金、退職金の税金、受取人はそもそも誰に？
- やっぱりマイナンバーは厄介者！

協会けんぽ、健康保険料率を改定しました

平成29年3月分（4月納付分）から適用される保険料率が決定されました。全国平均は10・02%となり、前年より0.02ポイント上昇しています。

	H29	H28	増減
北海道	10.22%	10.15%	0.07%
青森県	9.96%	9.97%	-0.01%
岩手県	9.82%	9.93%	-0.11%
宮城県	9.97%	9.96%	0.01%
秋田県	10.16%	10.11%	0.05%
山形県	9.99%	10.00%	-0.01%
福島県	9.85%	9.90%	-0.05%
茨城県	9.89%	9.92%	-0.03%
栃木県	9.94%	9.94%	0.00%
群馬県	9.93%	9.94%	-0.01%
埼玉県	9.87%	9.91%	-0.04%
千葉県	9.89%	9.93%	-0.04%
東京都	9.91%	9.96%	-0.05%
神奈川県	9.93%	9.97%	-0.04%
新潟県	9.69%	9.79%	-0.10%
富山県	9.80%	9.83%	-0.03%
石川県	10.02%	9.99%	0.03%
福井県	9.99%	9.93%	0.06%
山梨県	10.04%	10.00%	0.04%
長野県	9.76%	9.88%	-0.12%
岐阜県	9.95%	9.93%	0.02%
静岡県	9.81%	9.89%	-0.08%
愛知県	9.92%	9.97%	-0.05%
三重県	9.92%	9.93%	-0.01%
滋賀県	9.92%	9.99%	-0.07%
京都府	9.99%	10.00%	-0.01%
大阪府	10.13%	10.07%	0.06%
兵庫県	10.06%	10.07%	-0.01%
奈良県	10.00%	9.97%	0.03%
和歌山県	10.06%	10.00%	0.06%
鳥取県	9.99%	9.96%	0.03%
島根県	10.10%	10.09%	0.01%
岡山県	10.15%	10.10%	0.05%
広島県	10.04%	10.04%	0.00%
山口県	10.11%	10.13%	-0.02%
徳島県	10.18%	10.18%	0.00%
香川県	10.24%	10.15%	0.09%
愛媛県	10.11%	10.03%	0.08%
高知県	10.18%	10.10%	0.08%
福岡県	10.19%	10.10%	0.09%
佐賀県	10.47%	10.33%	0.14%
長崎県	10.22%	10.12%	0.10%
熊本県	10.14%	10.10%	0.04%
大分県	10.17%	10.04%	0.13%
宮崎県	9.97%	9.95%	0.02%
鹿児島県	10.13%	10.06%	0.07%
沖縄県	9.95%	9.87%	0.08%
平均値	10.02%	10.00%	0.02%

建設業の社会保険未加入対策が強化

建設業の社会保険加入を強化するため、平成29年4月から「特段の事情」がない限り、社会保険未加入者の工事現場へ入場制限がかけられることとなりました。

具体的には工事見積書に法定福利費の内訳明示が必要となり、元請から一次、二次の下請けの明細、さらに1人親方なかどうかの明示が必要となります。

公共事業を請負う場合は確実に求められます。建設業許可の条件でも厳しいチェック項目になりますので、元請からのチェックも厳しくなります。

発覚した場合、過去に遡って社会保険が強制加入され、場合によっては建設業許可の取り消しもありえるとのことです。

建設業に限らず、今後、様々な分野で社会保険の加入手続きが強化されると見込まれます。

特段の事情

- 入場する作業員が60才以上で、厚生年金保険に未加入（雇用保険は加入）
- 伝統建築の改修等で特殊な技術を有しており、入場を認めなければ改修が困難な場合
- 入場する作業員の社会保険加入手続き中であるなど、雇用主において社会保険加入が確実に見込まれる場合

運送業では社会保険未加入事業者の車両停止処分も実施されており、社会保険未加入への取り締まりは一層強化される見込まれます。

法定保険料の種類	料率	45万円の場合
雇用保険料	0.9%	4,050円
健康保険料	4.98%	22,410円
介護保険料	0.79%×53.5%	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	40,909円
子ども子育て拠出金	0.2%	900円
合計	15.59365%	70,170円

H29.2 協会けんぽ(東京)の料率です

食事提供したら、源泉所得税、社会保険がかかります

給与以外に自社製品や食事の支給、住居の提供がある場合、現物給与として源泉所得税や社会保険がかかる場合があります。

実務ではこれらを通貨に換算して給与と合算して社会保険では標準報酬月額、源泉徴収の対象とされます。

その価格は原則として時価（市販価格）で換算されます。社会保険では厚生労働大臣が認定した金額（左下表）が適用されます。

しかし、すべてにこの適用をするわけではなく、適用の対象となる要件が定められています。

左表のように厚生労働大臣のしめす基準に従い判定される一方、税務では別の基準で判定されます。

残業は通常業務の延長ですが、日直とは休日、宿直とは夜間において、事業施設の防災や緊急時対応など、通常業務を伴わない断続的労働に該当する場合があります。この場合は割増賃金の対象にならず、一般的には宿日直手当てなどでカバーされます。

**厚生労働大臣基準(社会保障)
食事を現物給与とする場合**

- ① 住込労働者で1日2食以上給食されていることが常態にある場合
- ② 上記以外では、次のすべてに該当する場合は福利厚生費とする。それ以外は給与認定。
 - (ア) 給食によって賃金の減額を行わない
 - (イ) 就業規則等で労働条件の内容となっていない
 - (ウ) 給食の内容が社会通念上僅少なものと認められる

税務基準(源泉所得税)

- 役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。
- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
 - (2) 次の金額が1か月当たり3,500円(税抜き)以下であること。
(食事の価額)-(役員や使用人が負担している金額)

ただし、残業や宿日直を行うときに支給する食事は、無料で提供しても給与課税されません

現物給与額の判定表

	食事の給与額					住宅 置1置 あたり
	1ヶ月	1日	朝食	昼食	夕食	
大阪	19,500	650	160	230	260	1,620
京都	19,800	660	160	230	270	1,670
滋賀	19,500	650	160	230	260	1,360
奈良	18,600	620	160	220	240	1,170
和歌山	19,800	660	160	230	270	1,080
兵庫	19,800	660	160	230	270	1,460
岡山	19,500	650	160	230	260	1,270
東京	20,100	670	160	230	280	2,590

住宅は居室だけを換算し、トイレ、浴室、台所、玄関、廊下などは畳数には含めません

2/3

現物給与の額		
本人 負担	報酬と みなす	報酬算入なし
本人 負担		報酬算入なし

例えば、大阪で昼食代として100円もらった場合、230円の3分の2の153円との差額53円が給与とみなされます。加算されないためには153円以上負担が必要です。

税務では話が別になります。

それが500円の弁当であった場合、2分の1以下の負担なので、差額が税法上の給与とされ、源泉徴収が必要となります。

また、会社負担が1ヶ月3,500円以下という条件がありますから、勤務日数を22日とすると1日あたり160円なので、弁当代の差額340円の負担がないと源泉徴収に影響がでます。

自治体の悲鳴：マイナンバーなんかいらん！

静岡県湖西市で事件が起きました。

ふるさと納税のワンストップサービスを利用する際、寄付者の住所地の自治体に送付する寄付金通知書に、こともあるのか別人のマイナンバーを記載して送付してしまったのです。外には漏れなかったとはいえ、重大な情報漏えい事件となった。

湖西市にすれば、ただでさえ人員が不足上に、ワンストップサービスやマイナンバー事務など不要な事務が追加されたことになり、事務量が拡大されたためと弁明しますが、寄付者にはいい迷惑です。

マイナンバーが導入されたことで、個人番号の管理、本人確認、漏えい防止のためのチェック作業の増加などで、現場担当者となれば「扱いたくてやっているわけではないのに」と不満がでているそうです。

マイナンバーの目的は「公平公正」「国民の利便性」「行政の効率化」をめざすとされています。

しかし「公平公正」は、税や社会保険のとりはぐれないようにしたいということ。まじめにしている人には手間が増える上に行政の手間も税が使われます。

「国民の利便性」が高まるという

ですが、マイナンバーが導入されて1年経過するも、利便性が高まったという実感はまったくありません。

「行政の効率化」にいたっては、手間ばかりが増えて非効率極まりないどころか、情報漏えいリスクが拡大されていることが明らかです。

このような中で住民税特別徴収通知にマイナンバーを記載して送付するように総務省は自治体に指示をしています。

自治体では、情報漏えいリスクを避けるために、簡易書留での送付を検討していますが、コスト面で多額の負担を強いられます。さらに特別徴収適用事業所を拡大強化しようとしている中で、マイナンバー管理の負担まで事業者が強いることになるのでは反発が強いとも感じています。このため、番号欄はアスタリスク(*)で表示すると判断した自治体も出始めました。

マイナンバーはリスクもコストも増えるばかりで、迷惑な制度だと考えます。

Q&A コーナー

会社からの弔慰金は課税？

業務中の交通事故で死亡した従業員に弔慰金を支払いました。その後、死亡退職金を支払いました。この場合の税金はどうなるのでしょうか？



死亡時の給与の額により取扱が変わります

通常、葬式などで支払われる香典や弔慰金は課税の対象にはなりません。しかし、高額な場合は退職金と同等と判断されます。業務上死亡の場合は死亡時給与の3年分、業務外の場合は半年分の弔慰金は非課税とされ、超過分は退職金とみなされます。

死亡退職金は相続税のみなし相続財産となり、所得税はかかりません。相続人数×500万円の非課税枠があり、非課税枠を超えた額と他の相続財産を合算して相続税の基礎控除額(3000万円+相続人数×600万円)を超過した場合に原則として相続税がかかります。

死亡退職金の受取人は、就業規則や役員規定などで定めている以外は、労基法の遺族規定の順番に従うとされています。規定によれば第1順位は配偶者で内縁の妻もこれに含まれます。なお、死亡退職金は遺族に支払われるものであることから遺産分割協議の対象にはなりません。揉めないためにも規則の整備も必要となります。